

山口県報

平成18年
2月3日
(金曜日)

目 次

規則	一
開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）	一
宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）	一
優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）	二
告示	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（二件）	二
（環境政策課）	二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）	六
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）	六
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）	七
解除予定保安林（玖珂町）（森林整備課）	七
周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	八
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（港湾課）	八
県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示の一部改正（会計課）	八
県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等（会計課）	九
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等（物品管理課）	九
公告	〇
一般競争入札の実施（管財課）	〇
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）	一
一般競争入札の実施（医務課）	一
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）	三
土地改良事業施行協議に係る決定（農村整備課）	三

土地改良事業の工事の完了の届出（農村整備課）	三
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	三
公安委告示	三
警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施	四



開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四号

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成十四年山口県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条、第四条及び第五条中、「市町村」を「市町」に改める。

別表第一及び別表第二中、

市町村

を、

市町

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和四十年山口県規則第百三三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第八条」を「第二十七条」に改める。

第十四条中「市町村長」を「市町長」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、平成十八年三月二十日から施行する。

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六号

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

優良宅地等の認定に関する規則（昭和四十九年山口県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「市町村界、市町村」を「市町界、市町」に改める。

第九条第一項中「市町村長」を「市町長」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。



山口県告示第五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年二月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 セントラル硝子株式会社

- 住 所 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
 所在地 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ($N_m^3/時$)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	間 隔 時 間 一 日 当 た の 使 用 時 間
二七一又	一〇	平成一八、 四、三	平成一八、 七、二八	平成一八、 七、三一	連 続 二 四 時 間
五三一〇	四、八〇〇	平成一八、 三、一	平成一八、 三、一七	平成一八、 三、二〇	" " 変 動 な し

備考 「二七一又」及び「五三一〇」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
五三〇口	六	六	五
二七ノ又	三	七	四

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処理の方式	間使用時間	一日当たりの概 季節的変動の要	工事着手予定		工事完成予定		使用開始予定	
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
凝集沈殿槽	コンクリート製	"	凝集沈殿	"	"	(既)					(設)
沈殿池	素掘り	一九二〇〇	沈殿	"	"						
排水中和設備	塩化ヒニルライニング・鉄製	二二〇	"	"	"						
排水処理施設	樹脂ライニング・コンクリート製	七二〇	中和	連続	二四時間	(既)					(設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
排水中和設備	処理後	八	"	"
	処理前	六	六	五
排水処理施設	処理後	八	"	一五七・四
	処理前	一	七	一三七・八

凝集沈殿槽	沈殿池	
	処理後	処理前
八・四	"	一〇
九・七	"	二・九
"	"	七
"	"	"
一八	"	三・〇〇〇
二四	"	六・〇〇〇
"	"	"
"	"	"
"	"	"
〇・六	"	二五
〇・八	"	五〇
"	"	八〇二五
"	"	九、二七・五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3	No. 2	No. 1	排水口		排出水の汚染状態の値
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・四	"	七・五	通常最大	通常最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
八・九	"	八・三	通常最大	通常最大	
七	"	六	通常最大	通常最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
"	"	一〇	通常最大	通常最大	
一八	"	一五	通常最大	通常最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
二四	"	二〇	通常最大	通常最大	
一	"	〇・五	通常最大	通常最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
四六	四	二	通常最大	通常最大	
七〇	八	四	通常最大	通常最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
〇・四	"	〇・二	通常最大	通常最大	
〇・八	"	〇・二	通常最大	通常最大	排出水の一日当たりの量 (m ³)
八、八六五	一〇八、四〇〇	五、八〇〇	通常最大	通常最大	
一〇、一七五・五	一三五、六〇〇	六、八〇〇	通常最大	通常最大	

山口県告示第五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年二月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部蒲鉾株式会社
住 所 宇部市大字川上六九七番地の二〇
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部蒲鉾株式会社

所在地 宇部市大字川上六九七番地の二〇

三 特定施設に関する事項
（一）種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	施工着手予定年	施工完成予定年	使用開始予定年	使用時間	使用の方法
三	一	〇・五〇	平成一八、一	平成一八、一	連続	三時間
"	二	四〇〇	"	平成一八、一	"	"
"	三	三〇〇	"	平成一八、一	"	"
"	四	一〇〇	"	"	"	二時間
"	五	"	"	"	"	四時間

排水処理施設	活性汚泥処理施設	種 類	構 造	能 力	処理の方式	間使用時間	一日当たりの概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
ステンレス製	コンクリート製			($m^3/時$) 二〇〇	活性汚泥	連続	あり	平成一八、一	平成一八、一五	平成一八、二〇

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)
	通 常	最 大	通 常	最 大	
水素イオン濃度 (水素指数)	七・六	七・六	七・六	七・六	〇・三
化学的酸素要求量 (mg/l)	五〇	一五〇	五〇	一五〇	〇・〇
浮遊物質量 (mg/l)	四〇	二二〇	四〇	二二〇	〇・〇
窒素 (mg/l)	一五	三五	一五	三五	〇・〇
リン (mg/l)	四	一五	四	一五	〇・〇
汚水等の一日当たりの量 (m^3)	〇・五	四	〇・九	二・八	〇・一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	構 造	能 力	処理の方式	間使用時間	一日当たりの概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
三―イ	コンクリート製	($m^3/日$) 三〇〇	活性汚泥	連続	あり	平成一八、一	平成一八、一五	平成一八、二〇

備考 「三―イ」、「三―ロ」及び「三―ハ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第三号の水産食品製造業の用に供する水産動物原料処理施設、洗浄施設及び脱水施設をいう。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m³)
	処理前	処理後	通 常 最 大	最 大	
活性汚泥処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七・二	七・二	八・五	二四・五
	化学的酸素要求量 (mg/l)	四五	五〇	二五	二〇
	浮遊物質量 (mg/l)	六〇	二五	一〇	二〇
	動植物油脂類 (mg/l)	一五	二五	一〇	二〇
排水処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七・二	七・二	八・五	二四・五
	化学的酸素要求量 (mg/l)	四五	五〇	二五	二〇
	浮遊物質量 (mg/l)	六〇	二五	一〇	二〇
	動植物油脂類 (mg/l)	一五	二五	一〇	二〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m³)
	通 常 最 大	最 大	
七・四	八・五	五〇	一七・五
			二四・〇

山口県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
きわなみ内科クリニク	宇部市大字際波一三三〇の七	平成一七、一、三〇
よるず循環器内科	山口市糸米一丁目二番一三三〇	" " " "
諸井小児科	萩市大字江向一六八	" " " "
かわの循環器科医院	下松市生野屋西二丁目三番一三三〇	" " " "
とさかハートクリニク	周南市若宮町一丁目四一	" " " "

山口県告示第五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

施設名	所在地	指定年月日
しが歯科医院	下関市一の宮本町二丁目三番一三三〇	平成一四、九、三〇
ファミリー歯科	小野田市大字有帆八四七の二	平成一七、一、三〇
山本歯科大畠診療所	柳井市神代四一八三の二七	平成一七、一、三〇
あずま歯科医院	周南市大字下上二〇〇〇の一	" " " "
あかね薬局	山口市緑町三番二六号	" " " "
さゆり薬局	山陽小野田市大字小野田一三二五	" " " "

医療機関名	所在地	指定年月日
きわなみ内科クリニック	宇部市大字際波一三三〇の七	平成一七、一一、一
よるす循環器内科	山口市糸米一丁目二番一三三〇	" " " "
医療法人かわの循環器科医院	下松市生野屋西二丁目三番一三三〇	" " " "
松井クリニク	柳井市南浜一丁目八番三三〇	平成一八、一一、一
とさかハートクリニック	周南市新町一丁目五二	平成一七、一一、一
しが歯科医院	下関市一の宮本町二丁目二番三八〇	" " " "
医療法人社団ファミリ歯科	小野田市新有帆町八番五五〇	平成一四、一〇、一
あずま歯科医院	周南市大神三丁目四番八八〇	平成一七、一一、一
あかね薬局	山口市緑町三番二六〇	" " " "
ひかる薬局	柳井市南浜一丁目八番六六〇	平成一八、一一、一
さゆり薬局	山陽小野田市大字小野田一三二五三〇	平成一七、一一、一

山口県告示第五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人きらら山口福祉の会	きらら苑デイサービスセンター	通所介護	平成一六、一〇、一
特定非営利活動法人いい日	たいすけあいいい日	"	" " " "
医療法人社団 あべ医院	シヨートステイ野の花	短期入所生活介護	平成一七、一一、一

山口県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称 所在地	指定年月日
有限会社ふあみ	萩市大字山田四七六八	平成一七、一一、一
医療法人社団 慈生会	「四七七一」 四 慈生会居宅介護支援事業所	" " " "
有限会社ランドケア	下松市西柳二丁目二番三〇号	平成一七、一一、一
特定非営利活動法人いい日	大島郡周防大島町大字東安下庄一六一の三	平成一六、一一、一

山口県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 解除予定保安林の所在場所
玖珂郡玖珂町字塔ヶ森八八の三二（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備及び公衆の保健
 - 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林部森林整備課及び玖珂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
下松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
周南都市計画公園事業六・五・二百一下松スポーツ公園
- 三 事業施行期間
昭和六十三年十一月二十二日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
下松市大字河内

山口県告示第五十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 埋立区域
 - (一) 位置
宇部市八王子町一四六六の七二地先公有水面
 - (二) 区域
次の1の地点と2の地点を結ぶ平成十三年秋分の満潮位(D.L. +三・四八メートル)における公有水面と宇部岬九号護岸との境界線、2の地点から9の地点までを順次結んだ線及び1の地点と9の地点を結ぶ昭和四十三年九月二十四日付け四二指令港湾第一三三〇号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・六〇メートル)に囲まれた区域
- 1の地点 宇部市大字沖宇部字沖ノ山の明神町沖四等三角点(北緯三三度五五分四一・〇四〇秒東経一三一度一四分五七・四〇五秒)から一〇四度五三分四

八秒一、四〇八・三七メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二六八度一八分四一秒一・三七メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三五七度四七分五七秒一四・四〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から八八度一七分一七秒一・四一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三三度三九分四三秒七六・六〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三〇四度〇八分〇四秒二・七五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三三三度四四分四秒二・二九メートルの地点
- 8の地点 7の地点から七五度三九分一〇秒一五・八七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一六〇度三五分一九秒〇・六七メートルの地点

(三) 面積

九五一・二四平方メートル

- 二 免許の年月日及び番号
平成十四年三月四日 指令港湾第七号の一
- 三 関係図書を閲覧できる市町村
宇部市
- 四 認可を受けた者
宇部市常盤町一丁目七番一号
宇部市 藤田 忠夫
- 五 認可の年月日
平成十八年一月二十日

山口県告示第六十号

県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)の一部を次のように改正する。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 二に次のように加える。
 - (五) 電子情報処理組織による申請
資格審査の申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条の規定の例により、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

山口県告示第六十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成十八年度において県が発注する業務(県庁舎等の清掃に係るものを除く。)の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関成

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四(政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、漁業取締船きらかぜの定期検査業務、土木事業管理システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに土木事業管理システム運用管理業務、電子決済システム設計及び開発業務、財務会計システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに財務会計システム運用管理業務並びに実習船青海丸の定期検査業務とする。

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合の競争入札参加資格及び当該競争入札参加資格の審査の申請の時期、方法等については、知事が別に定めるところによる。

山口県告示第六十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成十八年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関成

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四(政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入れ及び借入れ	電気 ネットワークパソコン 土木設計積算システム装置 電子決済システム機器 県立学校コンピュータ教室用機器 県立学校ネットワーク用端末機器 重油 通信指令支援システム

三 その他

競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の

申請を行う必要はない。



(七四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称
電気

(二) 物品等の予定数量
千百二十万キロワット時

(三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間

(五) 納入場所
山口県庁舎

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの

契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)に基づく資格審査において、その他の種目について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課

四 入札説明書及び仕様書の交付
平成十八年二月三日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県総務部管財課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法
落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所
山口県総務部管財課

(三) 受領期限
平成十八年三月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十八年三月十七日午後一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課入札室

(二) 日時
平成十八年三月十七日午後二時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札

- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者たる者の決定方法

九 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成

- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (三) 契約書の作成の要否
要

- (四) 契約保証金
免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

- (六) 詳細については、山口県総務部管財課(電話〇八三一九三三一一二〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Section in charge of contract: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature and Quantity of the products to be purchased: Electricity, eleven million and two hundred thousand kWh.

- (3) Delivery period: April 1, 2006 to March 31, 2007

- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi Yamaguchi-shi

- (5) Section in charge of procurement and Contract point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi Yamaguchi-shi
TEL 083-933-2210

- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 16, 2006
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. March 17, 2006)

(七五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年三月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人すぎのこジャンボリー委員会

代表者の氏名 末益 俊二

主たる事務所の所在地 萩市川上四五六番地

(七六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

三百九十二万四千ワット時

(三) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

二 入札参加資格

山口県立総合医療センター
 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)に基づき資格審査において、その他の種目について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成十八年二月三日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分までの間、

山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立総合医療センター事務局経理課

(三) 受領期限

平成十八年三月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十八年三月十七日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階第二会議室

(二) 日時

平成十八年三月十七日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 江里 健輔

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
 (六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五―二二一四四一)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 3.924 million

KWh.

- (3) Delivery period: April 1, 2006 to March 31, 2007
- (4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center
- (5) Section in charge of procurement and Contract point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat, TEL: 0835-22-4411
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 16, 2006
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. March 17, 2006)

(七七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年九月二十日山口県公告(五一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十八年二月三日から同年三月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・モール周南、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(七八) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

- | | | |
|------|-------|--------|
| 市町村名 | 施行地区 | 事業の種類 |
| 長門市 | 上げ地区 | ため池の整備 |
| 秋芳町 | 千人塚地区 | かんがい排水 |
- 二 縦覧の期間
平成十八年二月六日から同月二十七日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課

(七九) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十一条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- | | | | |
|--------------------|--------------|-----------|------------|
| 土地改良事業を行つた者の名称又は氏名 | 事業の名称 | 工事着手時期 | 工事完了時期 |
| 山口市 | 能力三号地区ため池の整備 | 平成一六、四、一六 | 平成一七、一一、二〇 |

(八〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
柳井市古開作字中東條
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市東区光町一丁目一〇番一九号
株式会社ハーティウオンツ

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字砂田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字下田布施七六五番地
今井 政一

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字麻郷字松屋
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
柳井市柳井四九一二番地の一四
有限会社田中商会



山口県公安委員会告示第三号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成十八年二月三日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種別及び級
空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（一級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）
- 二 審査の対象者
次のいずれかに該当する者であること。
（一）警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した警備員であつて、規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従

事している期間が継続して一年以上であるもの

- （二）旧検定に合格した者であつて、規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上であるもの（一）に掲げる者を除く。）

- 三 学科試験及び実技試験
免除する。

- 四 審査申請書の受付期間
随時とする。

- 五 審査申請書の提出先

- （一）山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の最寄りの警察署

- （二）山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

- 六 提出書類

- （一）審査申請書（規則附則別記様式によること。）
添付書類

- 1 五の（二）に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

- 2 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）一枚

- 3 旧規則第八条の合格証の写し

- 4 二の（一）又は（二）に該当することを疎明する書面

- 七 その他

- （一）審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。
- （二）この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇内線三〇一八）にすること。

平成十八年二月三日印刷

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）